

部活動運営方針

茨城県立水海道第一高等学校

2018年 7月 6日制定

2019年 8月 29日改訂

2023年 4月 1日改訂

2023年 11月 1日改訂

「茨城県部活動の運営方針」（茨城県教育委員会 2022 年 12 月）に基づき、本校の運動部及び文化部の活動に係る運営方針を以下のように定める。

1 部活動の目的

運動部及び文化部の活動を通じ、主体的な活動を促進し、生徒の体力向上や探究心の向上だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などの豊かな人間関係の育成を目指すとともに、積極性や集中力を向上させ、学習意欲の向上と、進路実現に向けた努力を継続する力の育成を目的とする。

2 運営方針

- (1) 原則として、週 2 日の休養日を設け、大会時等で休日に連続して活動した場合は振替えを適宜行う
- (2) 活動時間は平日 2 時間、休日 4 時間上限とする
- (3) 朝の活動は原則行わない
- (4) 原則として、長期休業中の閉庁日については休養日とする
- (5) 年間計画・月間計画・月間実績報告をホームページ上で公開する
- (6) 生徒の主体的な活動が行われるように部活動の企画・運営を工夫する
- (7) 熱中症事故の防止のため、当該地域・時間帯において気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を原則として行わない
- (8) 活動時間の週内調整や公式大会等に向けた土日連続の活動については、県運営方針の柔軟な運用に従って行う